

# 新庄まつり 百年の大計



第3期計画

2013年—2022年



新庄まつり百年の大計・第3期計画策定委員会



## 新庄まつり百年の大計・第3期計画の策定に寄せて

このたび、国重要無形民俗文化財「新庄まつり」の継承と発展に向けた総合的な振興策として「新庄まつり百年の大計・第3期計画（平成25～34年度）」を策定いたしました。

本計画は、平成15年度を初年度とする「新庄まつり百年の大計・第2期計画」が平成24年度をもって計画期間が終了することから、この先10年間における「新庄まつり」の振興策として策定したものであります。

策定につきましては、祭り関係団体の代表者等を中心として策定委員会を組織し、計画策定に取り組んでいただきました。また、委員会では幹事会を設置し、第2期計画の成果や関係団体から寄せられた意見の取りまとめなど、委員会並びに幹事会で延べ15回に及ぶ審議を重ねられ、ここにその集大成として「新庄まつり百年の大計・第3期計画」の報告をいただいたところであります。

第3期計画の特徴といたしましては、第2期計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たな戦略として広報戦略が盛り込まれました。市民がつくりあげる日本を代表する山車まつりとして広報・宣伝活動の強化に取り組み、知名度の向上と誘客拡大100万人を目指してまいります。

昨今の景気低迷や少子高齢化など社会が抱える問題は「新庄まつり」にも大きな影響を及ぼしていますが、「新庄まつり」は宝暦6年（1756年）の始まりから今日まで、時代の変遷や社会情勢の変化を乗り越え、市民の創意と努力によって守り育ててきたまつりです。

格式ある伝統行事として守り育てながら、市民の誇りである「新庄まつり」を広く全国に発信し、誘客の拡大を図ることが、人や地域が輝く本市の未来へ続いていくものと確信しております。神輿渡御行列実行委員会、新庄山車連盟、新庄雛子連盟をはじめとする祭り関係団体とこれまで祭りを伝え支えてきた市民の英知を結集し、本計画に掲げられた各種の振興施策を着実に実行され、実りある計画として有効に活用されますことを心から願うものであります。

最後に、本計画の策定に際し、「新庄まつり」の発展を願い、それぞれが培ってきた知識と経験を最大限に発揮して審議を尽くされた策定委員各位並びに幹事各位、さらには貴重なご意見・ご提言を寄せられた関係団体や市民の皆さま方に心から感謝の意を表し、「新庄まつり百年の大計・第3期計画」の策定に寄せる言葉といたします。

平成25年3月

新庄市長 山尾順紀

## 報告の言葉

本委員会は、「新庄まつり百年の大計・第3期計画策定委員会設置要項」に基づいて組織され、平成24年6月15日に本計画策定の委嘱を受け、本委員会並びに実務機関として設置した幹事会において、広範囲にわたり意見交換と検討を重ね、このたび計画がまとまりましたので、ここに報告します。

本計画の策定にあたっては、市民の誇りである国重要無形民俗文化財「新庄まつり」が、格式ある伝統行事として百年後も途絶えることなく継続と発展を重ねるために必要な施策をより具体的に提示することを基本に取り組みました。

長引く景気低迷による財源不足や少子高齢化による担い手不足など祭り関係者のみならず、市民と行政が一体となって解決に取り組まなければならない課題も浮き彫りとなっています。これらの課題を解決すべく、

「人」市民意識の高揚、運営組織の強化と担い手の確保

「財」財源の確保と財政基盤の安定

「技」技術と祭り文化の伝承

を第3期計画の基本目標に設定いたしました。これらの基本目標を達成するためには、計画に掲げた各種施策を着実に実行していく必要があります。そのため、本計画の進捗を検証するため、5年後に中間検証を行うことも計画に盛り込んでおります。

計画の実現には、祭り関係団体のみならず、市民や企業、行政が一体となってそれぞれの責務を自覚し、積極的に行動していくことが必要です。新庄市民の誇りである「新庄まつり」を次代に引き継いでいくため、新庄市の総力を挙げて計画の実現に向けて各施策が展開されていくことを心より祈念申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案を寄せられ、熱い思いを込めた協議と検討を重ねていただきました策定委員並びに幹事、事務局、さらには「新庄まつり」を支える関係団体や企業、市民の皆さま方に心から感謝の意を表し、「新庄まつり百年の大計・第3期計画」策定の言葉といたします。

平成25年3月

新庄まつり百年の大計・第3期計画策定委員会

委員長(新庄囃子連盟会長) 芳賀 祐悦

新庄まつり **百**年の大計

# 第3期計画

2013年－2022年





## 257年の歴史を、 100年後の未来へ。

平成21年3月に国重要無形民俗文化財に指定された「新庄まつり」。  
飢饉によって亡くなった方々への霊を弔い、  
五穀豊穡と地域の発展を願って始まった「新庄まつり」は、  
時代が変わっても、わたしたちの暮らしの活力として息づいています。

先人たちが築いてきた歴史を次の世代に引き継いでいくことは、  
現代に生きるわたしたちの使命です。  
人口減少や景気の低迷など地域が抱える課題は、  
まつりの運営にも大きな影響を及ぼしています。  
まつりを取り巻く情勢の変化に対応しながら、  
「新庄まつり」は、  
「市民に支えられた市民のまつり」として、  
自らの総意と努力で守り育てていかなければなりません。

「新庄まつり百年の大計」は、  
市民の誇りである「新庄まつり」を格式ある伝統行事として、  
次代へ引き継いでいくための「総合的な祭り振興策」です。

257年の歴史を、100年後の未来へ。



# 新庄まつり百年の大計

## 第3期計画

### 目次

1. 第2期計画の成果と課題	2
2. 第3期計画の基本目標	3
3. 第3期計画の推進指針及び期間	3
4. 第3期計画のイメージ図	4
5. 第3期計画の施策	
(1) 新庄まつりの運営	5
(2) 新庄まつりの行事	10
(3) 伝統行事としての新庄まつり	11
(4) 新庄まつりの基盤整備	14
(5) 新庄まつりの広報戦略	15
(6) 新庄まつりの将来像	17

#### 〈資料編〉

第2期計画の施策と進捗状況	21
第3期計画策定委員会・設置要綱	24
第3期計画策定委員会委員	26
第3期計画策定委員会幹事	27
第3期計画策定までの経過	28
新庄まつり委員会規約	29
新庄まつり奉賛会規約	31
新庄山車連盟規約	32
新庄囃子連盟規約	35
新庄まつり山車保存会規約	37
新庄市山車資材保管施設等基盤整備補助金交付規程	39
新庄まつり囃子保存基盤整備補助金交付規程	41
新庄まつり歴代最優秀山車	42
新庄まつり人出数	43

# 1. 第2期計画の成果と課題

第2期計画では、提起された各種の事項について整備・充実を図るなど、地域を挙げて継承してきた「格式ある伝統行事・新庄まつり」の総合的な振興を目指してきたが、次のとおり着実に推進している。

平成16年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 囃子連盟による「天満神社奉納囃子」が始まり、第1回小若連囃子演奏大会も実施され現在に至る。</li><li>・ 東山公園駐車場へのシャトルバス運行を開始。また、臨時トイレの設置や平成12年からのガードマン配置と平成13年からの市職員動員実施など、事故のない安全な祭り運営の確立を目指し、雑踏・交通整理等の自主警備強化に取り組んできた。</li></ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新庄まつり250年祭。史上初めての24日から27日までの4日間開催。27日の記念行列に金山まつりの山車が特別参加し、過去最高の54万人の人出で賑わう。</li></ul>
平成18年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 街中鹿子踊と喧嘩囃子山車行列を開催。</li></ul>
平成21年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3月11日に「新庄まつりの山車行事」が国重要無形民俗文化財に指定。</li><li>・ 市制60周年を迎え、8月23日に、ちびっ子神輿山車運行を開催。</li></ul>
平成22年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 東北6県のキャンペーンの一環として、山手線ラッピングトレインに新庄まつりが採用される。</li></ul>
平成23年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第1回日本の伝統まつりポスターコンクールを開催。</li><li>・ 3月11日の東日本大震災と祭り期間中の悪天候の影響により、43万人の人出に留まる。</li></ul>
平成24年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 東日本大震災復興祈念事業として福興祭を開催。被災した東北3県の祭り（岩手県陸前高田市「氷上太鼓」・宮城県仙台市「すずめ踊り」・福島県南相馬市「相馬野馬追」）が、震災の復興を願って披露され祭り交流が展開された。</li><li>・ ダイードリンコ「日本の祭り」に新庄まつりが選出される。</li><li>・ ITF2012（台北国際旅行博）に新庄まつり囃子が参加。</li><li>・ 新庄まつり山車ラッピングトラックの運行を開始。</li></ul>

※第2期計画(平成15年度～24年度)の施策と進捗状況(21ページ参照)

## ◆課題

全国的な傾向である出生率の低迷と大都市圏への人口流出が顕在化したことにより、祭りを支える各町内若連や山車曳き手の小若、神輿渡御行列の担い手が年々減少してきている。また、景気の低迷が長引いていることにより、各町内若連は山車の製作や運行に要する経費の恒常的な財政難に悩まされている。

山車製作技術に関して、様々な分野の製作工程や各町内独自の手法を単独の町内若連のみで継承していくことは困難になりつつある。囃子の継承については、伝統を遵守した音色の継承と演奏技術の向上が課題になっている。

祭りに参加する若連は、平日開催の場合、何とか工夫しながら休暇取得をしている現状である。山車の作り手・曳き手が祭り当日に参加しにくい状況になってきている。





## 2. 第3期計画の基本目標

「新庄まつり」の総合的な振興策となる「新庄まつり百年の大計」を、市民と関連団体、行政が一体となり効率的・効果的に推進し、伝統の祭りを次世代に引き継いでいくため、第3期計画においては、次の事項を基本目標として施策の展開を図っていく。

「人」

市民意識の高揚、運営組織の強化と担い手の確保

「財」

財源の確保と財政基盤の安定

「技」

技術と祭り文化の伝承



## 3. 第3期計画の推進指針及び期間

新庄まつり百年の大計・第3期計画は、第1期計画並びに第2期計画に掲げられた各種の未達成施策を引き続き推進するとともに、新たに掲げられた各種の施策を市民、企業、行政が一体となって構成する組織を中核にして推進していくこととする。

期間は平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）までの10年間とし、平成30年度に第3期計画について5年後の中間検証を行うこととする。なお、中間検証は策定委員会・幹事会によってなされるものとする。ただし、本市の理想的な将来像の実現を目指して策定された「新庄市振興計画（第4次）」や社会・経済の動向によっては、見直すことができるものとする。

なお、平成35年度（2023年度）以降については、第4期計画として、平成33年度（2021年度）から策定作業に着手することとする。

### 1993年（平成5年度～14年度） 新庄まつり百年の大計・第1期計画

◆新庄まつりの運営 ◆伝統行事としての新庄まつり ◆日本一の祭りにするために ◆まちづくりと新庄まつり

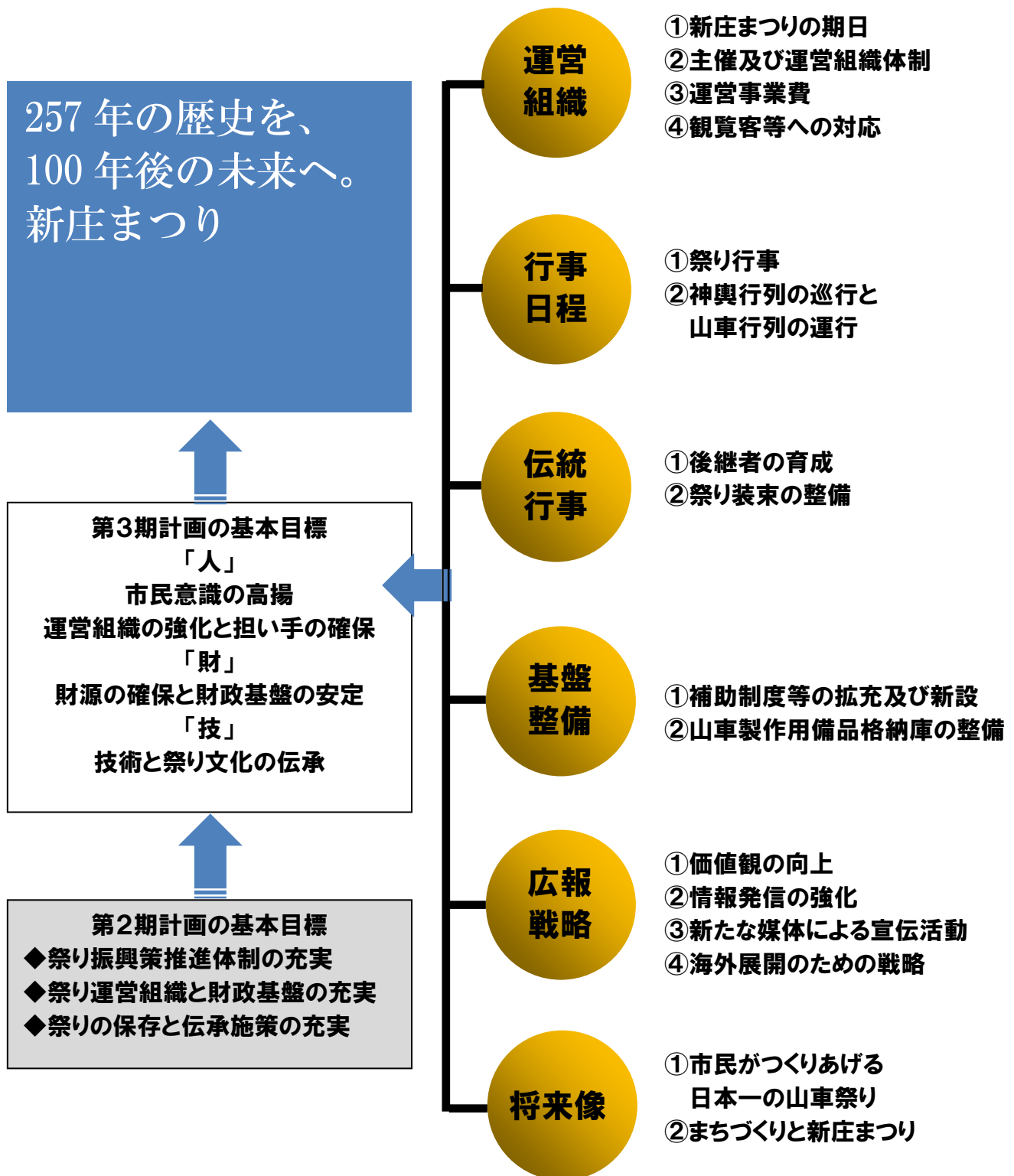
### 2003年（平成15年度～24年度） 新庄まつり百年の大計・第2期計画

◆祭り振興策推進体制の充実 ◆祭り運営組織と財政基盤の充実 ◆祭りの保存と伝承施策の充実

### 2013年（平成25年度～34年度） 新庄まつり百年の大計・第3期計画

◆市民意識の高揚、運営組織の強化と担い手の確保 ◆財源の確保と財政基盤の安定 ◆技術と祭り文化の伝承

## 4. 第3期計画のイメージ図





## 5.第3期計画の施策

### (1)新庄まつりの運営

#### ①新庄まつりの期日

##### 現状と課題

祭りの期日については、過去に祭りの期日変更が検討された経緯があるが、現在、24日・25日・26日と固定されている。新庄まつりは、最上公園（新庄城址）内に鎮座する天満神社の祭礼を起源としており、そのことが格式ある伝統行事としての根拠になっている。よって、最上公園内にある三神社（戸沢神社、天満神社、護国神社）の例大祭日（8月24日＝戸沢神社例大祭／25日＝天満神社例大祭／26日＝護国神社例大祭）を包括し「新庄まつりの期日」として踏襲されてきている。

しかし、新庄山車連盟・新庄囃子連盟の若連は平日の際、参加者が激減し、休暇取得が難航する中、多方面で工夫しながら休暇の取得をしている現状であり、山車の作り手・曳き手が参加しにくい状況になってきている。学校は休みになるが、会社員が会社を休むというのは、ここ数年かなり難しくなっており、週末であれば参加しやすい状況になりつつある。

また、今後も新庄市の人口減少が予想され、このまま開催日を固定していくべきとの見方もあるが、夜型化や「金、土、日曜日」の週末に開催するべきとの考えも浮上してきている。

このことから、「新庄まつりの期日」については、週末の開催にも意義が出てきたものと考えられる。

##### 基本方向

新庄まつりは、天満神社の祭礼を起源としており、そのことが格式ある伝統行事としての根拠になっている。よって、三神社（戸沢神社、天満神社、護国神社）の例大祭日（8月24日＝戸沢神社例大祭／25日＝天満神社例大祭／26日＝護国神社例大祭）を包括し「新庄まつりの期日」としていくが、今後、より多くの市民が運営・祭りに参加できるように「金、土、日曜日」の開催も含めて検討をしていくこととする。

##### 基本施策

●新庄まつりの開催期日について、「金、土、日曜日」の週末開催についても、その可能性について速やかに調査・検討を行う。

## ②主催及び運営組織体制

### 現状と課題

現在の「新庄まつり」は、祭り関係団体の代表者等により構成され、昭和45年7月に発足した「新庄まつり委員会」が主催者として統括している形になっているが、実質的には当該委員会の事務局を構成する新庄市・新庄商工会議所・新庄観光協会の三者によって業務が遂行されている。

現況としては「祭りの運営」を前提とした関係団体との調整等を主な役割として活動しており、伝統保持や祭典振興に向けた取り組みや重大な事故等に対する責務の所在についての対応策が未整備のままになっている。

このため、新庄まつりの主催者及び運営組織体制については、単に祭典時における円滑な運営のみならず、国重要無形民俗文化財としての伝承・保存に関する取り組みも含めた組織への改善が必要となっている。

### 基本方向

まつり関係団体が「新庄まつりは、自分たちの祭りである」ことを再認識し、現在進めている各実行団体・事務局の協議の場の拡充と、各団体内部の協議の構築に取り組むこととする。

### 基本施策

- 権限と責務の所在を明確にした、より実践的な祭り運営組織と執行体制を確立するため、「新庄まつり実行委員会(仮称)」の設立に取り組む。
- 新庄まつり山車行事保存会の充実。

### 【設立意図】

現在、新庄まつりは「新庄まつり委員会」が主催者として企画運営を行っている形態になっているが、祭り関係団体の代表者等で構成された委員会のための組織であるため、祭り実践者である山車若連や囃子若連等の意見提案が反映されにくい体制となっている。このため、現行の新庄まつり運営体制を見直し、祭り関係団体の実務担当者が主体的に企画運営事業を担うことの出来る新たな運営体制の確立と「新庄まつり百年の大計・第3期計画」に盛り込まれた各種施策の進行管理を推進することを目的に設立する。

### 【構成団体】

新庄まつり行列の実施団体の構成役員、関係団体、支援団体、協賛団体等が会員となって構成する。

### 【設置機関】

総会／実行委員会／専門部会（総務広報、運行、環境整備、伝統行事、基盤整備）／事務局

### 【組織図】

次頁のとおり



## 新庄まつり実行委員会(仮称)の組織図

### 総 会

◆全会員をもって構成し、①祭り運営の予算、決算、事業計画及び、②祭り振興に向けた重要事項等を審議決定する。

### 実行委員会

◆祭り三団体の会長、副会長及び各専門部会長をもって構成し、総会から委任され、各専門部会が担当する①祭り運営②祭り振興に関する各種事務事業の進行管理及び指導監督を行う。

### 専門部会

#### 総務広報部会

＜祭り運営＞

●自主警備、観覧場所、環境美化、PR、誘客キャンペーン等に関すること。

＜祭り振興＞

●運営事業費及び新たな財源の調査検討。

＜計画管理＞

●新庄まつり百年の大計・第3期計画の進行管理。

#### 【構成団体】

- ・ 神輿渡御行列実行委員会
- ・ 山車連盟
- ・ 囃子連盟
- ・ 新庄商工会議所
- ・ 新庄観光協会
- ・ 新庄市ほか

#### 運行部会

＜祭り運営＞

●神輿渡御行列、山車運行に関すること。

●祭り行列に伴う道路使用に関すること。

＜祭り振興＞

●本祭りの夜型化に向けた調査検討。

#### 【構成団体】

- ・ 神輿渡御行列実行委員会
- ・ 山車連盟
- ・ 囃子連盟
- ・ 新庄警察署
- ・ 新庄商工会議所
- ・ 新庄観光協会
- ・ 新庄市ほか

#### 環境整備部会

＜祭り運営＞

●各種催事の調整及び露天商に関すること。

●ごみ、トイレ対策や街路樹剪定等、環境美化に関すること。

＜祭り振興＞

●道路案内標識の改善など、祭りを意識したまちづくりの調査検討。

#### 【構成団体】

- ・ 神輿渡御行列実行委員会
- ・ 山車連盟
- ・ 囃子連盟
- ・ 商店街連合会
- ・ 新庄商工会議所
- ・ 新庄観光協会
- ・ 新庄市ほか

#### 伝統行事部会

＜祭り運営＞

●鹿子踊等、各種奉納行事に関すること。

＜祭り振興＞

●国重要無形民俗文化財を受けての条件整備。

●後継者育成のための施策検討。

●祭り装束の整備に向けた検討。

#### 【構成団体】

- ・ 神輿渡御行列実行委員会
- ・ 山車連盟
- ・ 囃子連盟
- ・ 鹿子踊代表者
- ・ 山車行事保存会
- ・ 新庄商工会議所
- ・ 新庄観光協会
- ・ 新庄市ほか

#### 基盤整備部会

＜祭り運営＞

●補助制度の効率的な運用に関すること。

＜祭り振興＞

●補助制度の整備充実に向けた調査検討。

#### 【構成団体】

- ・ 神輿渡御行列実行委員会
- ・ 山車連盟
- ・ 囃子連盟
- ・ 市区長協議会
- ・ 新庄商工会議所
- ・ 新庄観光協会
- ・ 新庄市ほか

### 事務局

新庄市、新庄商工会議所、新庄観光協会の実務担当者で構成し、祭りの運営及び祭り振興施策の進行管理等に関する事務事業推進のための事務を担当する。

### ③運営事業費

#### 現状と課題

本来、「祭り」は共感する人々が自発的かつ自主的に行うものであり、経費はその結果として発生してくるものであるが、最近では新庄まつりに限らず、経費の確保を優先して考えなければならない状況ともなっている。

新庄まつりも例外ではなく、とりわけ地域を挙げての「祭り」となれば、その傾向はさらに強まり、結果として「誰のための祭りなのか」と言った根本的な問題にまで波及するなど、円滑な祭り運営の障害になってしまうこともある。

新庄まつりの場合、その経費を大きく分類すると、山車の製作経費、山車運行経費、囃子運営経費、神輿渡御行列の巡行経費、広告宣伝活動や観覧客対応や交通整理等自主警備を含めた運営経費に区分されるが、山車の製作・運行以外の経費については、その大半が新庄市からの負担金で賄われているのが現状であり、今後も市の応分の経費負担は避けられないものとする。

今後は、格式を遵守してきた伝統ある「新庄まつり」の原点を損なわない程度の新たな財源確保と、市負担金の見直しに取り組むことが必要となってきている。

#### 基本方向

各町内若連や関係団体等が負担すべき経費を再確認し、その結果としてなお不足する経費については、企業からの協賛金受け入れなども視野に入れた新たな財源確保と市負担金の見直しの方策を検討していくこととする。

#### 基本施策

●新たな財源確保と市負担金の見直しの方策を見いだすため、早急に調査検討作業に取り組む。





## ④観覧客等への対応

### 現状と課題

ここ数年間における新庄まつり期間中の人出は年々増加傾向にあり、平成24年は、52万人と3日間の開催で初めて50万人を超える人出となった。

しかし、JR新庄駅西口南側の祭り与交流の広場「アビエス」に設置する有料観覧席については、24日の宵まつりは2,400人を越えるが25日の本まつりは600人弱と、祭り行事の実施日や時間帯によっても人出に差がみられ、祭り期間中が必ずしも飽和状態にあるとは言えない状況にある。

駐車場については、JR新庄駅東口に約1,000台、東山公園臨時駐車場に約600台を確保し、東山ーJR新庄駅間のシャトルバスの運行を実施している。このほか、最上公園内の特設駐車場や市民文化会館、市民プラザなどの公共施設を臨時駐車場として開放している。

今後は、まつりのメインである山車運行や神輿渡御行列巡行形態のあり方も含めた観覧場所、駐車場、公衆トイレの増設や、ゴミ処理、案内掲示の充実、祭りグッズ、土産品の販売場所の設置など、より広範囲に街中のいたるところで祭りの賑わいを楽しむことのできる方策や条件整備に取り組む必要がある。

また、観覧客の宿泊場所については、市内の宿泊施設が飽和状態となっている状況にあるため、近隣の温泉地や隣県の観光地等との広域連携に本格的に取り組む必要がある。

### 基本方向

新庄まつりを、「より多くの人々が、より多くの場所で、より快適に楽しむ」ことのできる環境整備に取り組むこととする。

### 基本施策

- 新たな観覧場所の設置に向けた調査検討作業に取り組む。
- 公衆トイレの増設やゴミ処理及び駐車場や観覧場所等の案内表示の充実に取り組む。
- 新たな宿泊場所の確保に向け、近隣の温泉地や隣県の観光地等との広域連携に取り組む。



## (2)新庄まつりの行事

### ①祭り行事

#### 現状と課題

祭り行事は、8月24日の「戸沢神社例大祭」と「新庄まつり囃子合同演奏会」で始まり、同26日の「手締式」で終了する形がほぼ定着している。

ただ、三日間にわたって繰り広げられる新庄まつり全体を通して考えると、24日の宵まつり山車運行や25日の神輿渡御行列巡行と山車運行に比べ、最上公園内で行われる三神社の例大祭や26日の奉納柔道大会、奉納弓道大会、奉納鹿子踊等の奉納行事についても、より多くの人々に再認識していただけるよう披露方法や周知方法を検討するなど、新庄まつり全体を通した行事と日程のあり方について配慮していく必要がある。

#### 基本方向

格式ある伝統行事の遵守を基本に、祭り期間全体を通しての隆盛を図ることを目標として、特に後まつり日における各種奉納行事のあり方や新たな催事の創設を検討していくこととする。

#### 基本施策

- 祭り行事として小若連囃子演奏会・街中鹿子踊・飾り山車の披露の継続に取り組む。
- 後まつり日における新たな催事の創設に取り組む。

### ②神輿渡御行列の巡行と山車行列の運行

#### 現状と課題

全国的な傾向として、特に夏祭りは「夜型志向」になってきていることから、新庄まつりも25日の本まつりについて様々な視点からその可能性が検討されてきている。

しかし、25日の本まつりは、神輿渡御、山車、祭り囃子が一体となって行列を組み市内を練り歩くことが基本であり、神輿のご神体を日没前には天満神社に安置しなければならないという歴史的経緯もあることから、神輿巡行や山車運行の時間変更によって夜型へ単純に移行できるものではないことが浮き彫りにされている。

また、格式ある伝統行事を遵守する視点もあるが、日中が人手不足となることや祭りの雰囲気や関係者等の盛り上がりを考えれば夜型に移行したほうがより活気溢れるものになることが明らかでもあり、今後も方策を研究し、かつ試行するなど、具体的に検討していく必要がある。

#### 基本方向

新庄まつりの更なる隆盛を図るため、25日の本まつりについても可能な限り「夜型志向」に対応し得る条件整備を検討・試行していくこととする。

#### 基本施策

- 神輿渡御行列実行委員会、新庄山車連盟、新庄囃子連盟の実施3団体が連携し、本まつりの「夜型化」について具体的に検討する。





## (3) 伝統行事としての新庄まつり

### ① 後継者の育成

#### 現状と課題

全国的な傾向である人口減少や少子高齢化が新庄市においても着実に進行しており、新庄まつりを実質的に担う人々にも影響を及ぼしている。

神輿渡御行列については、神輿の担ぎ手の減少により、一部の経路では台車に載せて対応している状況にある。また、鉄砲組を構成する子供の不足も深刻となっている。山車曳きや囃子演奏に流れていることや、当該行列が山車運行に比べ華やかさに欠けることも担い手不足の一因となっている。

山車製作運行については、少子化や居住地域の分散にともない、中心市街地の町内で山車製作を担当する若連への加入者や曳き手である小若が年々減少する傾向にある。山車製作技術に関しても、様々な分野の製作工程や各町内独特の手法を単独の町内若連のみで継承していくことが困難な状況になりつつあり、山車連盟が統括した形で講習会や研究会等の開催に取り組むことが必要になってきている。また、近年では、新たな色彩感覚も取り入れられ、変革の狭間にある。伝統的な山車の製作技術を継承していくためにも、優秀山車の選考基準の見直しが示唆されている。

祭り囃子の継承については、地域での継承活動や学校の課外活動、総合学習の一環として取り組みが行われてきたが、国の学校教育方針の転換に伴い教育現場における取り組みが減少している状況にあり、伝統を遵守した音色の継承と演奏技術の向上が今後の課題となっている。

萩野・仁田山の鹿子踊については、すでに県指定や国選択の無形民俗文化財として評価されており、その伝承についても地域に伝わる貴重な財産として地域ぐるみで守り育てていこうとする環境が確立されている。近年では、新庄まつり最終日の街中鹿子踊が定着し市民の認知度も高まってきているが、踊り手不足も懸念されており、さらなる人材の育成・確保が課題となっている。

#### 基本方向

新庄まつりが伝統行事としての形態を保ちながら隆盛を重ねられるよう、次のような後継者対策を講じることとする。

神輿渡御行列については、当該行列が新庄まつり行列の中核であるとの自覚を持ち、笠回しや奴振り等の熟練の技に加え隊列全体の古式豊かな威厳ある立ち居振る舞いを誇りとして参加できる条件整備に取り組むこととする。

山車製作技術の継承については、町内若連への加入者対策の推進を基本に、山車製作にともなう基本的手法や各町内独自の伝統的手法を包括して伝承できる体制整備に取り組むこととする。

祭り囃子の継承については、太鼓、小太鼓、笛、鉦に三味線を加えた伝統的な楽器構成の確立を基本とし、新庄まつり囃子特有の音色の保存と地域や学校教育での活動機会の推進など伝承体制の整備に取り組むこととする。

萩野・仁田山鹿子踊については、互いの特徴を遵守した地域ぐるみの保存・継承対策の充実を基本に、より多くの層の踊り手の確保に取り組むとともに、披露の場の拡大により周知活動を強化することとする。

## 基本施策

### ●新庄まつりの更なる隆盛を目指し、次のような施策を推進していく。

神輿渡御行列については、価値を高めるための広報活動を充実させるとともに、笠回しや奴振り等、修練を要する技の保存・伝承を目的とした講習会を定期的開催し、後継者の育成に努める。

山車製作技術の継承については、担い手となる若連・小若の確保対策を強化しながら、他地域からの作り手の受入れ体制についても検討する。また、基本的手法の伝承と新たな手法の研究開発のほか、歌舞伎を手本にした場面構成の研修会などを山車連盟の年間事業に組み入れて実施していく。

まつり囃子の継承については、伝統的な楽器構成による音色の保存継承を優先させた演奏会を、囃子連盟の年間行事に組み入れて実施していく。また、学校教育との連携を図る。

萩野・仁田山鹿子踊については、演舞技術の向上と踊り手の確保のため、保存・継承対策を強化する。

	神輿	山車	囃子	鹿子踊
現状課題	神輿の担ぎ手の不足 鉄砲組(子供)の不足	若連・小若の減少 伝統的技法の変革	教育現場での活動機会の減少	市民認知度が向上した踊り手の不足
基本方向	価値の向上 技術の向上	担い手の確保対策 技術継承の体制整備	地域や学校での機会増 音色の継承	技術継承の充実 踊り手の確保対策
基本施策	広報活動の充実 技術講習会の開催	作り手の受け入れ体制整備 製作研修会の開催	教育現場との連携 競演会の開催	地域ぐるみの育成 周知活動の強化





## ②まつり装束の整備

### 現状と課題

平成17年（2005年）に開催された「新庄まつり250年祭」を機に山車若連や囃子若連の法被について統一化が大幅に進んだが、全国的に知られている祭りと比較した場合、頭、下半身、足元までの配慮がなされておらず、祭り装束としては不完全な状況にあると言わざるを得ない。特に、山車の曳き手については小若に付き添う大人も混じることから、装束の不統一さがよりはっきりと感じられる状況にある。

新庄の山車運行が、舞台としての山車、楽曲としての囃子、そして祭りを演出する曳き手の小若や介添え役としての若連が一体となって成立する総合芸術であることを考えた場合、小若や若連についても和の装束で統一し、視覚的な面からも新庄まつり独自のスタイルを確立していく必要があると考える。

山車の製作費や運行費を賄うことで精一杯の状況ではあるが、全国に知られる祭りを目指す上でも、伝統と格式を遵守するとともに総合芸術としての完成度も高めていく必要があることから、まつり装束についても各町内の独自性を尊重することを前提に、ある程度の基準を設けるなどの取り組みが必要となってきている。

### 基本方向

総合芸術としての完成度を高め、視覚的な面からも新庄まつり独自のスタイルを確立するため、各町内若連の独自性を尊重した「まつり装束の整備」に取り組むこととする。

### 基本施策

●町内単位の「祭り装束の整備」を推進し、統一装束での運行に取り組む。



## (4)新庄まつりの基盤整備

### ①補助制度等の拡充及び新設

#### 現状と課題

伝統ある新庄まつりの正統な継承と保存を目的とした支援策として、すでに山車小屋建設、山車資材保管施設整備、山車台車更新、囃子の楽器購入と修繕に対する補助制度が設けられている。

また最近では、格式ある伝統行事としての誇りを持って継承していくため、後継者育成を目的とした「囃子講習会、山車製作技術講習会、歌舞伎鑑賞会、類似まつり視察」等の事業に対する支援策、さらには桜や牡丹といった手作りの山車飾りを安定的に確保するための支援策も必要との提言がなされている。

このため今後は、新庄まつりの基盤確立といった視点から、新庄山車連盟や新庄囃子連盟等を対象とした支援のあり方についても検討していく必要がある。

#### 【利用実績】

年 度	山車資材保管施設等		新庄まつり囃子	
	団体数	金額(円)	団体数	金額(円)
平成22年度	1団体	758,720円	3団体	454,625円
平成23年度	1団体	300,000円	—	—
平成24年度	—	—	4団体	575,375円
平成25年度(見込)	1団体	300,000円	1団体	168,000円

#### 基本方向

新庄まつりの基盤確立を目的とした諸施策を効率的に推進していくため、既存の補助制度を含む支援策の整備充実に取り組むこととする。

#### 基本施策

- 山車若連、囃子若連単位で、個性豊かな祭り装束に統一することを目的とした支援を継続する。
- 後継者育成を目的とした各種事業「囃子講習会、山車製作技術講習会、歌舞伎鑑賞会、類似祭り研修視察」等に対する支援策の創設に取り組む。
- 手作りの山車飾り製作に対する支援策の整備に取り組む。

### ②山車製作用備品格納庫の整備

#### 現状と課題

住宅地域の拡大や街路整備の進展にともない、山車の一部となる館や動物など大型の部品や山車小屋の資材等を収納する場所の確保について、多くの町内若連が苦慮している。しかし、町内若連が単独で格納庫を建設し、維持していくことは現実的に困難な状況にあり、市有施設の活用等についても検討する必要がある。

#### 基本方向

新庄まつりの山車製作工程や製作技術等を保存伝承していくため、支援策の充実を含め、山車製作用備品格納庫の整備を推進することとする。

#### 基本施策

- 市有施設の利活用も含めた山車製作用備品格納庫の整備に取り組む。



## (5)新庄まつりの広報戦略

### ①価値観の向上

#### 現状と課題

新庄まつりは、新庄市の財産であり、新庄市民の誇りであると言われ、全市を挙げての祭りとして親しまれてきている。しかし、当該祭りへの協賛金的性格を有するご祝儀（浄財）の収集については一部に批判の声もあるなど、全てにおいて市民一丸となった祭りとは言い難い状況もある。基本目標に掲げる「人」「財」「技」の確保と伝承のために、今一度価値観を醸成していく必要がある。

#### 基本方向

平成21年3月に国重要無形民俗文化財の指定を受け、名実ともに市の誇りとなった。引き続き、祭りと市民との関わりをより緊密にするための具体的な手法に取り組むこととする。

#### 基本施策

●新庄まつりの起源や由来を周知することにより、意識の高揚を図り、神輿渡御や山車製作過程に参加を呼びかける。また、一般市民が新庄まつりに関われる機会の創設に取り組む。

### ②情報発信の強化

#### 現状と課題

「元祖世直しまつり」や「日本一の山車パレード」といったキャッチコピーにより情報発信を行ってきたが、「東北の夏祭りの最後を飾る」祭りであることなど、これまでとは違う切り口で、ターゲットを絞り、その層に届きやすいコピーを再検討する必要がある。

#### 基本方向

メインターゲットを首都圏、仙台圏、隣県地域に定め、情報発信を強化するとともに、ターゲットとなる層に合わせたコピーについて検討する。

#### 基本施策

●ポスターやチラシ、テレビスポットなどで使用するコピーの検討。同時に、ターゲットを絞った広告宣伝活動を実施する。

### ③新たな媒体による宣伝活動

#### 現状と課題

これまでの周知活動は、テレビ、雑誌、ポスター等のいわゆる従来型のマス広告を活用してきたが、キャンペーンについては囃子の出張演奏が主となり、新庄まつり全体の良さを伝えきれずにいるなどの課題も表れてきている。

#### 基本方向

従来型のマス広告のほかに新たな媒体の活用を図るとともに、キャンペーンの新たな演出方法等について検討する。

#### 基本施策

●屋外広告媒体の活用、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の活用、キャラクターやグッズ等の開発について検討する。また、キャンペーンについては、囃子に山車(映像・本物)の演出を加えるような祭り全体を伝える手段について検討する。

### ④海外展開のための戦略

#### 現状と課題

全国的な人口減少や国内マーケットの縮小により、外国人観光客の誘致としてインバウンドの必要性が高まっている。市では、平成23年度からインバウンド事業を本格化し、台湾でのITF2012(台北国際旅行博)への参加やエージェントの招致活動を始めている。

#### 基本方向

外国人観光客の誘致に向けた取り組みを強化する。

#### 基本施策

●東アジア諸国における各種観光博への出展や、近隣の観光地との連携により情報発信を強化する。同時に、来訪時の受け入れ態勢を整備する。





## (6)新庄まつりの将来像

### ①市民がつくりあげる日本一の山車祭り

#### 現状と課題

平成17年に開催した新庄まつり250年祭を契機に、毎年40万人以上の人出を記録し、平成24年には、3日間の開催では初めて50万人を超える人出となった。また、平成21年3月に国重要無形民俗文化財の指定を受け、名実ともに市民の誇りの祭りとなり、価値の向上、知名度の向上が図られてきたところである。

一方で、神輿担ぎ手や鉄砲組の子ども、山車の作り手である若連や曳き手となる小若、囃子若連など祭りの担い手となる人たちの確保が大きな課題となっている。人口減少や少子高齢化といった全国的な流れのなかで、経済の低迷や企業活動の影響により、平日の休暇取得が困難な傾向にあるなど、地域社会の変革が祭りの運営にまで影響を及ぼしてきている。

#### 基本方向

●国重要無形民俗文化財の指定を受けた理由として「東北地方の日本海側に伝承される山・鉾・屋台を伴う祭りの典型で全国の祭りの変遷を知るうえで重要な価値がある」とされている。引き続き、日本を代表する祭りとしてPR活動に取り組み、本市における祭り観光の要として誘客拡大100万人を目指す。

●農村地域と商業地域の連携を原点に、各職種、各世代が一体となって創り上げる総合芸術であることを今一度市民や祭り関係者に認識してもらい、価値を高めていく。

#### 基本施策

●市民がつくりあげる、日本を代表する山車祭りとして全国的な知名度を得るため、類似祭りとの違いを明確にし、広報・宣伝活動の強化に取り組む。

●伝統ある祭りであることを強調し、市民や祭り関係者の価値観を高める。



## ②まちづくりと新庄まつり

### 現状と課題

「新庄まつり」の山車若連や囃子若連の活動は、地域内での伝統・文化の継承や世代間の交流のほか、地域間の交流など新庄市のまちづくりにおいて重要な役割を果たしている。「新庄まつり」を起点として地域コミュニティーの活性化を図り、「まつりと雪のふるさと」のまちづくりの礎としてコミュニティーを醸成していく必要がある。

また、都市開発におけるまちづくりでは、平成 23 年の新庄北道路の開通や、主要地方道新庄・戸沢線の整備など市内の交通事情が変化してきている。神輿渡御行列の巡行や山車運行を考えた場合、観覧場所や道路網等の基本的な環境整備において、配慮すべき点が多々見受けられることから、百年の大計・第 1 期計画及び第 2 期計画で提起された事項を継続して推進していく必要がある。

### 基本方向

新庄まつり百年の大計・第 1 期計画並びに同第 2 期計画で提起された事項の実現を目指し、継続的に取り組んでいくこととする。

### 基本施策

- 「新庄まつり」を起点とした地域コミュニティーの活性化に取り組む。
- 新たな観覧場所として活用できる街路の整備拡充に取り組む。





新庄まつり百年の大計

---

第3期計画

# 資料編







「大計」計画事項	基本方向	基本施策	取組度	達成度	進捗状況(方向性)
①無形民俗文化財指定に向けて	格式ある伝統行事の名声を高め、正統な継承・保存を推進し、県や国の無形民俗文化財指定に向けた案件整備を段階的に進める。 A神輿/まつり行列の中核の自覚をもち、熟練の技、隊列の立ち居振舞いを誇りとして参加できる案件整備に取り組む。 B山車/製作技術の継承・・・若連加入者対策を推進し、製作の基本手法や町内独自の伝統手法を包括的に伝承できる体制整備に取り組む。 C囃子/伝統的な楽器構成の確立を基本に、新庄まつり囃子特有の音色の保存と伝承体制の整備に取り組む。 D鹿子踊/2保存会の特徴を遵守した保存・継承対策の充実を基本に、郷土伝統芸能の認識の拡充に向けた環境整備に取り組む。	A格式ある伝統行事「新庄まつり行列」として、県指定化を目指す。 A伝統的な技の保存・伝承を目的とした講習会を定期的に開催し、後継者の育成に努める。 B後継者の育成と製作技術の向上を目的に、手法の伝承と新手法の研究、歌舞伎・能に係る研修等を、山車連盟の年間事業に組み入れる。 C伝統的な楽器構成による音色の保存継承を優先させた演奏会を、囃子連盟の年間事業に組み入れる。 D演舞技術の向上と周知活動に寄与することを前提とした披露の場の増設に努める。	100%	100%	A県指定を受けるまでもなく、これを超えて21.3.11に国重文の指定を受けた。 A必要の時期に応じた講習の実施を展開している。
②後継者の育成	A神輿/製作技術の継承・・・若連加入者対策を推進し、製作の基本手法や町内独自の伝統手法を包括的に伝承できる体制整備に取り組む。 C囃子/伝統的な楽器構成の確立を基本に、新庄まつり囃子特有の音色の保存と伝承体制の整備に取り組む。	A伝統的な技の保存・伝承を目的とした講習会を定期的に開催し、後継者の育成に努める。 B後継者の育成と製作技術の向上を目的に、手法の伝承と新手法の研究、歌舞伎・能に係る研修等を、山車連盟の年間事業に組み入れる。 C伝統的な楽器構成による音色の保存継承を優先させた演奏会を、囃子連盟の年間事業に組み入れる。	90%	70%	B技術研究、歌舞伎研修等は各町内若連の実施、これらの包括的な先進事例の視察は連盟主催にて実施。 C三味線の復活維持は安定化してきているが、「優先させた演奏会」の実施については更なる検討が必要。
(3)伝統行事としての新庄まつり	山車、囃子、引き手・介添役が一体となった総合芸術であり、各町内若連の独自性を尊重した装束の整備に取り組む。	A平成17年「250年祭」を目標に、町内単位で装束の整備に取り組む。 A山車を損なわない新たな人形提供先の発掘に取り組む。 B山車に照準を合わせた人形師育成の方策を探る。 C初代隠山の人形を文化財の観点から収集し、公有化を図る。	90%	90%	D後祭り日の一大行事として定着化してきており、また種々の伝統芸能大会出席や顕彰機会応募等を通じた周知等策の更なる徹底を図っている。 A全般的な達成率は高いものの、介添役は未だ旧態のままで、この部分は単にモラル、意識のレベルでない。
①山車人形の確保	将来に渡る適切な山車人形の安定的な確保のため、山車に照準を合わせた人形師の育成に取り組む。	A山車を損なわない新たな人形提供先の発掘に取り組む。 B山車に照準を合わせた人形師育成の方策を探る。 C初代隠山の人形を文化財の観点から収集し、公有化を図る。	20%	20%	A・B新庄まつりを熟知している野川家4代目の2代目北山の謨名(19年12月)により、山車人形の確保はこの先安定化が期待され、当該課題の顕在化は特になし。 C市財政事情等の関係から折衝に係る検討が後退している。
②山車製作用備品格納庫の整備	山車製作工程・技術等の保存伝承のため支援策の充実と山車製作用備品格納庫の整備を推進する。	A複数の町内若連が共同で整備する格納庫に対する支援策のあり方を検討する。 A町内・囃子若連単位の祭り装束の統一に向けた支援策の創設に取り組む。	50%	50%	A各若連に対する支援は補助範囲を拡充し支出しているが、共同格納庫に関しては各町内の問題意識が希薄。 A引き手の介添役を除き、既に各単位での統一はある程度達成。若連合併時の法被製作に係る補助支援を制度
③補助制度等の拡充及び新設	祭りの基盤確立を目的とした諸施策を効率的に推進していくため、既存の補助制度を含む支援策の整備充実に取り組む。	B後継者育成「囃子・山車製作技術講習会、歌舞伎鑑賞会、類似祭り視察」等への支援策の創設に取り組む。 C桜や牡丹等の手作業分の山車飾り物の安定的確保に対する支援策の整備に取り組む。	40%	20%	B一部は既に目的が達成されているが、それ以外について今後の要否を確認する必要があるがあり、また支援の要否の見極めも必要。 Cこの事項は委員会から町内若連への全体支援(交付金)に含めて考えられているものと認識。
(4)新庄まつりの基盤整備			90%	90%	

「大計」計画事項	基本方向	基本施策	取組度	達成度	進捗状況(方向性)
①市民意識の高揚	市民手づくりの祭りであるため、祭りと市民の関わりをより緊密にするための具体的手法に取り組む。	A各種商品を対象とした祭りにかかわる名称の使用促進に取り組む。 B山車製作過程への参加呼びかけ等、一般市民の祭りへの関わり機会の創設に取り組む。	80%	90%	A市内各般にて各々の工夫で祭り名称・写真等の活用が拡大している。特に国重文指定後は、切手、金融商品や酒類等にも波及。 B山大エリアキャンパス等一部においては創設せられ、また折に触れての機会拡充に努めている。
	②日本一の祭りを目指して	新庄まつりの特徴は、農村・商業地域の連携を原点とした各職種、各世代が一体となったの総合芸術。例えば日本を代表する「元祖・世直し祭り」としてPR活動に取り組む。	90%	80%	A2・3の現キヤッチコピーはインパクトのあるものとして定着化。取立て、改良、新設の要否を検討すべきか？ B恒常的な情報発信やキャンペーンにおいて常に強調して紹介しており、これにより「やまがた景観賞」受賞や国重文指定の栄誉を得ている。
	③まちづくりと新庄まつり	「百年の大計」第1期・第2期計画の提起事項の實現を目指し、継続的に取り組む。	80%	80%	A道路標識は異国区分は19・20年度に5基が回転機能へと改善。県公安委分2基は安全性維持上、至難。また電線・有線関係は協議又は改良の進行中。電柱は21年度に地中化工事が終了(駅前通り)し、景観上も良へ。 B安全性の確保上、観覧場所化できる街路の観覧適地は殆どなく、整備拡充を施すに至らない。唯一有料観覧席を持つアビエスでの効率的な座席配置に努めている。
	④新庄まつり振興機関の設置	「百年の大計」第2期計画を実効性のある振興策として計画的に推進するため、関係機関等の連携強化を図り、祭り振興体制の整備充実に取り組む。	50%	40%	A神輿・山車・囃子団体と事務局による構成の実質上の担当者レベルの協議機関を随時開催することとし、円滑かつ効果的な運営を期している。また当該各団体内部の協議指揮系統の構築が先決で、その涵蓋を図っている。新組織化は時期尚早。
(5)新庄まつりの将来像					

取組度	達成度
82%	59%
86%	56%
88%	73%
46%	49%
71%	68%
<b>73%</b>	<b>61%</b>

(構成区分)

- 新庄まつりの運営
- 新庄まつりの行事と日程
- 伝統行事としての新庄まつり
- 新庄まつりの基盤整備
- 新庄まつりの将来像

計

## 新庄まつり百年の大計・第3期計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 新庄まつりが、百年後も途絶えることなく益々の隆盛を重ね、名実ともに日本一のまつりとなることを願って平成5年に策定された「新庄まつり百年の大計・第1期計画」に掲げられた諸施設や検討事項等の動向を総括し、かつ新たな視点からの施策を盛り込んだ総合的な新庄まつり振興策を策定するため、新庄まつり百年の大計・第3期計画策定委員会（以下「第3期計画策定委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 第3期計画策定委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 新庄まつり百年の大計・第1・2期計画に掲げられた諸施設や検討事項等の動向確認と総括に関すること。
- (2) 新たな視点からの施策を盛り込んだ総合的な新庄まつり百年の大計・第3期計画の策定に関すること。
- (3) その他、新庄まつり振興策の推進にあたって参考とすべき事項の検討に関すること。

### (組織)

第3条 第3期計画策定委員会は、副市長及び教育長並びに次に掲げる団体の長の推薦を受け市長が委嘱した者を委員として組織する。

- (1) 新庄商工会議所
- (2) 新庄山車連盟
- (3) 新庄囃子連盟
- (4) 神輿渡御行列実行委員会
- (5) 新庄市議会
- (6) 新庄観光協会
- (7) 新庄市区長協議会
- (8) 新庄まつり山車行事保存会
- (9) 新庄市商店街連合会
- (10) 山形新聞社最北総支社
- (11) (社) 全国旅行業協会山形県支部（最北ブロック）
- (12) 社団法人山形県バス協会

- 2 第3期計画策定委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を代理する。
- 4 委員の任期は、第3期計画策定委員会の解散の日までとする。ただし、団体推薦の委員にあつては推薦団体の申請により交代できるものとする。

### (会議)

第4条 第3期計画策定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは関係者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 第2条に掲げられた第3期計画策定委員会の任務を円滑に遂行するため、当該委員会に市長が命じた市職員及び新庄まつり委員会の推薦を受け委員長が指名した者を幹事として組織する幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長となる。
- 4 幹事長が必要と認めるときは関係者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 幹事の任期は、第3期計画策定委員会の解散の日までとする。ただし、市職員の幹事にあつては市長の命により、また新庄まつり委員会の推薦による幹事にあつては新庄まつり委員会の申請により交代することができるものとする。

(庶務)

第6条 第3期計画策定委員会及び幹事会の庶務は、新庄市商工観光課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、第3期計画策定委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月15日より施行する。

# 新庄まつり百年の大計・第3期計画策定委員会委員

平成25年3月現在

◎委員長 芳賀 祐悦（新庄囃子連盟会長）

## ■新庄商工会議所推薦の委員

矢口 正義（新庄商工会議所会頭）

## ■新庄観光協会推薦の委員

阿部 茂（新庄観光協会副会長）

## ■神輿渡御行列実行委員会推薦の委員

涌井 弥瓶（神輿渡御行列実行委員会会長）

## ■新庄山車連盟推薦の委員

林 泰夫（新庄山車連盟顧問）

## ■新庄囃子連盟推薦の委員

芳賀 祐悦（新庄囃子連盟会長）

## ■新庄まつり山車行事保存会推薦の委員

大友 義助（新庄まつり山車行事保存会会長）

## ■新庄市議会推薦の委員

沼澤 恵一（新庄市議会議長）

## ■新庄市区長協議会推薦の委員

佐藤 太朗（新庄市区長協議会会長）

## ■新庄市商店街連合会推薦の委員

柿崎 丈治（新庄市商店街連合会会長）

## ■社団法人全国旅行業協会山形県支部推薦の委員

田宮 久雄（最北ブロック代表）

## ■社団法人山形県バス協会推薦の委員

佐藤 敏英（トランスオーシャンバス株式会社代表取締役）

## ■山形新聞社最北総支社推薦の委員

鈴木 亨（山形新聞社最北総支社長）

## ■新庄市の委員

伊藤 元昭（新庄市副市長）

## ■新庄市教育委員会の委員

武田 一夫（新庄市教育委員会教育長）



# 新庄まつり百年の大計・第3期計画策定委員会幹事

平成25年3月現在

◎幹事長 金田 正男（新庄山車連盟直前会長）

## ■新庄商工会議所と新庄まつり委員会の推薦を受け、策定委員長が指名した幹事

野木 孝一（新庄商工会議所事務局長）

伊藤 允（新庄商工会議所指導課係長）

## ■新庄観光協会と新庄まつり委員会の推薦を受け、策定委員長が指名した幹事

大類 好一（新庄観光協会事務局長）

## ■神輿渡御行列実行委員会と新庄まつり委員会の推薦を受け、策定委員長が指名した幹事

中鉢 清一（戸沢・天満・護国神社氏子総代会副会長）

甲州 則雄（戸沢・天満・護国神社氏子総代会事務局長）

## ■新庄山車連盟と新庄まつり委員会の推薦を受け、策定委員長が指名した幹事

金田 正男（新庄山車連盟直前会長）

上嶋 和之（新庄山車連盟顧問）

## ■新庄囃子連盟と新庄まつり委員会の推薦を受け、策定委員長が指名した幹事

松田 正彦（新庄囃子連盟副会長）

箱山 繁（新庄囃子連盟事務局長）

## ■新庄市教育委員会と新庄まつり委員会の推薦を受け、策定委員長が指名した幹事

渡邊 政紀（新庄市教育委員会生涯学習課ふるさと歴史センター所長）

## ◆事務局

局長 田口 富士雄（新庄市商工観光課長）

局員 井上 章（新庄市商工観光課観光交流室長）

〃 吉田 浩志（新庄市商工観光課観光交流室観光交流主査）

〃 加藤 明（新庄市商工観光課観光交流室主任）

〃 齋藤 一成（新庄市商工観光課観光交流室主任）

〃 齋藤 正崇（新庄市商工観光課観光交流室主事）

## 新庄まつり百年の大計・第3期計画策定までの経過

平成25年3月現在

年／月／日	概 要
24／6／15	<b>第1回委員会開催(委嘱状交付)～委員長に囃子連盟・芳賀会長を選出</b> ●第2期計画の概要及び進捗状況報告について ●第3期計画重点課題について ●第3期計画策定スケジュールについて
24／6／29	第1回幹事会開催～山車連盟・金田直前会長を選任 ●第2期計画の概要及び進捗状況報告について ●第3期計画重点課題について ●部会の設置について ●第3期計画策定スケジュールについて
24／7／17	第2回幹事会開催 ●運行・環境部会／本まつりの夜型化について ●広報・伝統部会／広報実績について、アンケート結果、今後の広報戦略
24／7／26	運行・環境部会アンケートを実施 ●本まつりの夜型化に関するアンケート調査
24／8／7	広報・伝統部会開催 ●広報・伝統部会／神輿・山車・囃子の保存・育成について
24／10／10	第3回幹事会合同部会開催 ●運行・環境部会／アンケート結果報告、環境整備について ●広報・伝統部会／これまでのまとめ、委員会への報告事項について
24／10／17	<b>第2回委員会開催(各部会の中間報告、意見交換、スケジュール)</b>
24／10／31	第4回幹事会開催(委員会の結果報告、基本目標、各施策の方針)
24／11／15	第5回幹事会開催(素案の検討／基本目標、各施策の具体案について)
24／11／29	第6回幹事会開催(委員会へ提案する素案検討)
24／12／12	<b>第3回委員会開催(素案の検討、意見交換)</b>
24／12／27	第7回幹事会開催(委員会の結果報告、修正案の検討)
25／1／17	<b>第4回委員会開催(素案の確定、意見交換)</b>
25／2／8	パブリックコメントの実施(2/8～2/22)
25／2／28	<b>第5回委員会開催(答申案の決定)</b>
25／3／1	「新庄まつり百年の大計・第3期計画」を市長に報告(計画策定委員会解散)

※平成25年3月4日、市長が市議会全員協議会へ報告。

# 新庄まつり委員会規約

(目的)

第 1 条 本会は、国重要無形民俗文化財である新庄まつり行列の伝統保持に努めつつ、祭り事業全般について適切な運営と調整を行なうことで、祭典の振興と新庄市の発展に資することを目的とする。

(名称及び事務所)

第 2 条 本会は、新庄まつり委員会と称し事務所を会長所属の団体に置く。

(事業)

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため下記の事業を行なう。

- (1) 新庄まつり（神輿渡御行列、山車行列）の運行に関する事
- (2) 新庄まつり観光客誘致についての啓蒙宣伝に関する事
- (3) 客席の設営及び管理、監督に関する事
- (4) 新庄まつり円滑運営のための連絡調整に関する事
- (5) 新庄まつり功労者表彰に関する事
- (6) 新庄まつりの協賛事業に関する事
- (7) 山車等の招聘に関し、管理監督に関する事。
- (8) 新庄歴史センター等の展示山車の発表、新庄まつりポスター等の制作は新庄まつり委員会の承認を得て行うこと。
- (9) その他本会の目的達成に必要な事業

(委員会の構成)

第 4 条 本委員会は、所定の新庄まつり構成団体より推薦された代表者を以って構成し、会長が委員会の承認を得て委嘱する。

2. 委員の任期は 3 年とし、重任を妨げない。
3. 委員会は、3 分の 1 以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数を以って決する。
4. 本会の会議は年 2 回以上開催し、会長が召集しその議長となる。

(役員会)

第 5 条 本会に次の役員を置き、委員の互選により選任する。

名誉会長	1 名
会 長	1 名
副会長	2 名
委 員	若干名
監 事	2 名

2. 役員任期は 3 年とし、重任を妨げない。
3. 役員会は会長が召集しその議長となる。
4. 監事は本委員会の経理及び事業の状況を監査する。

(幹事会)

第 6 条 本会に幹事会を置き、幹事会は委員会に提案する事項について審議し、委員会の決定事項について執行する。

2. 幹事長及び幹事は会長が指名する。

(顧問)

第 7 条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長が委員会の承認を得て委嘱する。

(事業及び会計年度)

第 8 条 本会の経費は、新庄市補助金及びその他の収入を以って充てる。

2. 事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 9 条 本会に事務局を置き庶務を処理する。

(その他)

第 10 条 本規約に定めのない事項については、委員会で協議のうえ処理する。

(まつり行列)

第 11 条 新庄まつり行列の運行は、神輿渡御行列実行委員会、新庄山車連盟、新庄囃子連盟が、新庄まつり委員会の承認を得、運営を行なう。

(不慮の事故による日程変更)

第 12 条 新庄まつり行列が、雨天または不測の事態により中止、及び日程変更などが必要となった場合の判断は、緊急に委員会を招集し、協議により速やかに決定し、事務局は各関係者に対し連絡を行なう。

付 則

1. 本会の規約は、昭和 45 年 7 月 14 日より施行する。
2. 本会の規約第 4 条（委員会の構成）の改正は平成 6 年 7 月 5 日より施行する。
3. 本会規約に第 11 条、第 12 条を追記し、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
4. 本会の規約第 5 条（役員会）に監事を追記し、平成 14 年 4 月 24 日より施行する。
5. 本会の規約第 4 条（委員の任期）の改正は平成 23 年 5 月 10 日より施行する。
6. 本会の規約第 5 条 2 項（役員会）の改正は平成 23 年 5 月 10 日より施行する。
7. 本会の規約第 1 条（目的）の改正は平成 23 年 8 月 10 日より施行する。
8. 本会の規約第 3 条 7 項（事業）の改正は平成 23 年 8 月 10 日より施行する。
9. 本会の規約第 3 条 8 項（事業）の改正は平成 23 年 8 月 10 日より施行する。
10. 本会の規約第 8 条 2 項（経費及び会計年度）の改正は平成 23 年 8 月 10 日より施行する。
11. 本会の規約第 11 条（まつり行列）の改正は平成 23 年 8 月 10 日より施行する。

# 新庄まつり奉賛会規約

- 第1条** この会は新庄まつり奉賛会（以下「本会」という。）と称し事務局を戸沢神社社務所内に置く。
- 第2条** 本会は新庄市に在住するもの及び新庄市にゆかりある他管内在住者を会員として本会の規約の定めるところにより最上公園内、戸沢、天満、護国三神社の祭祀の運営並びに、これに附帯する事業に奉賛することを目的とする。
- 第3条** 本会に次の役員を置く。  
会 長 … 1 名（区長協議会々長）  
副会長 … 1 名（氏子総代会々長）  
理 事 … 若干名（区長協議会副会長、氏子代表、学識経験者）  
監 事 … 2 名
- 第4条** 役員は会長が委嘱する。その任期は2ヶ年とし但し再任を妨げない。  
補欠役員の任期は残任期間とする。
- 第5条** 会長は会を代表し、その事務を総理する。  
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。  
理事は重要事案を企画立案審議決定する。  
監事は会計を監査する。  
事務局長は会長が任免し本会の事務を処理する。
- 第6条** 本会の事業計画、予算、決算は理事会で議決確定し、区長協議会に報告する。
- 第7条** 会員は次の通りとする。  
1. 新庄市在住者は普通会员とする。  
2. 新庄市にゆかりある他管内在住者及び市内在住の有志を特別会員とする。
- 第8条** 本会の運営は会費、寄付金及びその他の収入によって行う。
- 第9条** 本会に次の簿冊を備える。  
1. 規約簿 2. 役員名簿 3. 往復文書綴 4. 予算決算書綴  
5. 出納簿 6. 出納諸証書綴 7. その他
- 第10条** 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則 この規約は昭和52年4月18日より施行する。

附 則 この規約は平成 4年4月24日より施行する。

附 則 この規約は平成 5年4月26日より施行する。

附 則 この規約は平成13年5月11日より施行する。

附 則 この規約は平成21年5月23日より施行する。

附 則 この規約は平成22年5月12日より施行する。

附 則 この規約は平成24年5月17日より施行する。

# 新庄山車連盟規約

(名称)

第1条 本団体の名称は、新庄山車連盟（以下「連盟」という。）とする。

(目的)

第2条 この規約は、新庄まつり（重要無形民俗文化財）において山車を保有する町内としての規律と自覚を持ち、伝統ある山車を継承し発展させることを通して、連盟に加入する各町若連及び関係者の親睦を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 連盟は、山車を保有する町内の若連及び新庄まつりの繁栄に寄与する者をもって構成する。

(役員・選任)

第4条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）
- (2) 直前会長（1名）
- (3) 副会長（4名以内）
- (4) 常任理事（10名以内）
- (5) 理事（加入町内より各1名）
- (6) 監事（2名）
  - 2 会長は、前任の役員会で選任する。
  - 3 副会長、常任理事及び監事は、会長が選任し、理事会に報告する。
  - 4 理事は、各町内若連が決定する。
  - 5 監事は、会議の議決権を持たない。ただし、意見を述べる事が出来る。
  - 6 役員は、若連代表者を兼務することはできない。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

(任期)

第5条 役員任期は2年とし、総会までとする。

(職務)

第6条 会長は、連盟を代表する。

- 2 直前会長は経験を活かし会長を補佐する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、1名がその職務を代行する。
- 4 常任理事は、会長の指示により予算及び事業を企画立案する。
- 5 理事は、役員として連盟の運営に協力するとともに、理事会の内容を町内に正確に伝達し、必要に応じて町内の意見を集約する。

(会議)

第7条 連盟の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会 役員及び若連代表者で構成し、該当年度の予算・決算及び事業計画を審議する。
- (2) 常任理事会 理事を除く役員で構成し、予算及び事業の案を作成する。
- (3) 理事会 役員で構成し、各種事項の決定を行う。
  - 2 会議は、会長が召集し、議長は副会長が行う。
  - 3 若連代表者の出席が必要な場合は、その都度要請する。

(運営)

第8条 副会長、常任理事及び理事は、次の各号の職務を分担し運営を行う。

- (1) 総務 会議の運営、会計及び総務に関すること。
- (2) 広報 まつりの記録、PR活動及び取材に関すること。

(3) 運行 山車巡行に係る調整及び警備計画等に関すること。

2 まつり当日は、役員及び町内若連が協力して、安全運行に努める。

(製作する山車)

第9条 製作する山車の高さは5メートル以内とする。

2 製作する山車の題名は、あらかじめ期日を定めて決定する。重複した場合は、該当する町内の若連代表者による抽選等で決定する。ただし、若連代表者が欠席の場合は、棄権とみなす。

(ゆめりあ展示山車の選考)

第10条 ゆめりあに展示する山車は、連盟が選考する。ただし、ふるさと歴史センターに展示する山車は除く。

2 選考は、各町若連から推薦された者による投票で行う。

3 投票する得点は、1位・5点、2位・3点、3位・1点とする。ただし、自町内に投票した票は、全て無効とする。

4 同点の場合は、該当する町内の若連代表者による抽選で決定する。ただし、若連代表者が欠席の場合は、棄権とみなす。

(山車派遣)

第11条 山車の派遣に関する要請は、連盟が受託する。

2 派遣する山車は、希望する町内の若連代表者による抽選等で決定する。

3 派遣する山車は、ふるさと歴史センター及びゆめりあ展示山車の選考から除く。

4 連盟は、派遣に係る受託金のうち、1割を徴収し特別会計に繰り入れる。

(会費)

第12条 連盟会費は、理事会において翌年度の金額を定め、総会時に徴収する。

2 その他の会費は、常任理事会で決定し理事会に報告する。

(幹事町内)

第13条 毎年、幹事町内を定め、会費の徴収、各種会議の設営等を行う。

2 幹事町内の任期は、総会までとする。

(表彰)

第14条 毎年、各町若連の推薦により、各町若連各1名の表彰を行う。

2 連盟に対し特に功績のあった者については、特別に表彰を行うことができる。

(会計)

第15条 連盟の会計年度は、毎年6月1日から翌年の5月31日とする。

2 必要に応じて、特別会計を設けることができる。

3 特別会計の用途は、理事会で決定する。

(名誉顧問、顧問及び相談役)

第16条 連盟に、名誉顧問、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉顧問、顧問及び相談役は、常任理事会で決定し、理事会に報告する。

(その他)

第17条 その他、この規約に記載されていない事項は、理事会で決定する。

(附 則)

1. この規約は昭和51年 7月 1日より施行する。

2. この規約は平成 8年 6月 1日より施行する。

3. この規約は平成14年 6月28日より施行する。

4. この規約は平成18年 3月19日より施行する。

5. この規約は平成19年 6月 9日より施行する。

6. この規約は平成20年 6月 8日より施行する。
7. この規約は平成22年 5月 8日より施行する。
8. この規約は平成24年 6月 10日より施行する。



# 新庄囃子連盟規約

(名称)

第1条 本団体の名称は新庄囃子連盟と称する。

(目的)

第2条 当市最大の祭典新庄祭りの中心となる伝統ある山車の囃子方として保存発展と祭典期間中の秩序ある運営を図ると共に保存を期し地区若連の親睦と融和を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本連盟の事務所は会長宅に置く。

(組織)

第4条 1. 本連盟は囃子若連を構成し、本連盟に加入し新庄祭りの繁栄に寄与する者を持って構成とする。  
2. 囃子連盟に加入及び脱退する場合は役員に諮り、理事会にて決定する。

(役員構成)

第5条 本連盟に役員を置き、任期は2年とし、再選を妨げない。

- \* 会長・・・・・・1名
- \* 副会長・・・・・・1名
- \* 会計・・・・・・1名
- \* 事務局長・・・・1名（広報兼務）
- \* 事務局・・・・・・1名
- \* 常任理事・・・・3名

(以上8名を役員とする)

- \* 理事・・・・・・加入団体（各若連の代表者1名）
- \* 監査・・・・・・2名（各囃子若連の理事が順番にて行う。任期は1年とする）
- ※ 会長・副会長・事務局長は理事の互選による。（連盟三役会とする）
- ※ 他役員に付いては三役会にて選任し理事会にて承認する。
- ※ 前項の役員が欠けた時は後任される役員の任期は前任者の残任期とする。

(会議)

第6条 本会議は次の通りとする。

- \* 役員会・・・・・・随時
- \* 理事会・・・・・・会長が必要とした場合
- \* 定例総会・・・・2月（役員改選）
- \* 定例理事会・・・・7月

※ 議長・・・・会議の議長は事務局長、事務局が務める。

(役員任務)

第7条 1. 会長は本連盟を代表し、連盟の業務を全て総括する。  
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。  
3. 会計は連盟の経理を明確に遂行し、総会において会計を報告する。  
4. 事務局長は連盟事業の連絡用資料の作成・総会・理事会等の運営及び進行を行う。  
5. ①事務局は事務局長を補佐し各地区の理事への連絡及び関係する資料の作成を行う。  
②総会にて年間事業の報告を行う。  
6. ①常任理事は各理事の代表とし役員会の提案議題に対し、決議する事が出来る。  
②役員会の提案議題に対し三役会、役員会、理事会、臨時総会を招集する事が出来る。  
7. 監査員は会計より提出された報告書を監査しその結果を総会にて報告する。

(役員会の構成)

- 第8条 1. 会長・副会長・事務局長を本連盟の三役会とする。  
2. 常任理事、及びその他役員を役員会とする。

(役員会の役割)

1. 三役会は連盟事業一切を総括し、議題に対し協議及び決議をする。
2. 三役会にて決議出来ない議題に対しては、役員会に諮る。
3. 役員会にて決議出来ない議題に対しては、第7条、6項に属する。

(演奏・出場規約)

- 第9条 1. 原則として太鼓に付いては、大太鼓2個・小太鼓4個とする。  
2. 音響効果等の機材の使用を禁止する。  
3. 参加者のサングラス等の使用を禁止する。  
4. 過激な茶髪・服装を禁止し伝統ある祭りにふさわしい身形とする。  
(上記条項について守れない若連は役員判断により祭りの参加を認めない。)  
5. 太鼓演奏者に付いては4名が同じ服装とする。  
6. 祭典期間中の行動に付いては連盟規約第2条に属する。

(会費)

- 第10条 1. 会費は毎年理事会において定め慰労会などの費用は随時定める。  
2. 色々なイベントに出場する時の補助等は役員会にて検討する。  
3. 年会費に付いては、毎年上期分、下期分にて徴収を行う。

(規約の改定)

- 第11条 規約の改定は役員会で提案し理事会で決定する。

(総会の決議)

- 第12条 総会は理事の3分2以上の出席により成立し議事は理事の過半数によりこれを決議する。

(付則)

1. 慰労会及び会議等の会費は欠席した場合でも会場その他の都合上徴収するものとする。
2. 理事欠席の場合は必ず代理人を出席させるものとする。

※平成13年7月改定

※平成24年2月5日改定

# 新庄まつり山車行事保存会規約

(名称)

第1条 本会は、新庄まつり山車行事保存会と称する。

(目的)

第2条 本会は、新庄まつりの山車行事の保存と伝承を図ることにより、地域の伝統文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新庄まつり山車行事の保存と伝承に関すること。
- (2) 新庄まつり山車行事に関する調査研究及び資料収集。
- (3) そのほか、本会の目的達成に必要な事業。

(会員)

第4条 本会は、新庄山車連盟など新庄まつり山車行事の保存と伝承に熱意を持ち、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(事務局)

第5条 本会の事務局を新庄市教育委員会生涯学習課内に置き、事務局は本会の会務及び庶務を処理する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 5名
- (4) 監 事 2名

2 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会に出席し、意見を述べることができる。

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を処理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の会務及び事業立案及び実行にあたる。
- (4) 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員は、総会において選出する。

2 顧問は、総会の推挙により会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

3 会長は、必要に応じて総会及び役員会を招集し、議長となる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(規約の改正)

第12条 本規約は、総会において改正することができる。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会において別に定める。

附則 この規約は、平成20年9月25日から施行する。

- 2 最初の役員の任期については、この規約の規定にかかわらず、設立の日から平成22年3月31日までとする。

# 新庄市山車資材保管施設等基盤整備補助金交付規程

平成 3 年 8 月

告示第 31 号

(目的及び交付)

第 1 条 市長は、伝統的行事である新庄まつりにおける山車の正統な継承と保存を図るため、町内が山車資材保管施設及び山車小屋(以下「施設等」という。)の新設並びに山車台車の製作又は更新並びに町内若連の合併により要する経費について、新庄市補助金等交付規則(昭和 55 年規則第 9 号)及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内で当該町内に対して、補助金を交付する。

(平 13 告 21・平 22 告 18・一部改正)

(補助対象経費)

第 2 条 補助交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 施設等/new設する場合は、当該新設に要する経費のうち、施設等の工事費(付帯工事費の電気工事費を含む。)又は購入費とする。
- (2) 山車台車を製作し、又は更新する場合は、当該製作又は更新に要する経費とする。
- (3) 町内若連の合併による場合は、不要となる施設等の解体及び処分に要する経費並びに市長が新たに必要と認める町旗、山車横幕及び祭り法被の購入に要する経費とする。

2 施設等の敷地取得に係る費用は、補助の対象としない。

(平 13 告 21・平 22 告 18・一部改正)

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費		補助金の額	限度額
前条第 1 項第 1 号に規定する経費		補助対象経費の 2 分の 1 以内の額	400,000 円
前条第 1 項第 2 号に規定する経費			300,000 円
前条第 1 項第 3 号に 規定する経費	施設等の解体及び処分		200,000 円
	町旗及び山車横幕の購入		100,000 円
	祭り法被の購入		500,000 円

(平 13 告 21・平 22 告 18・一部改正)

(補助金交付申請)

第 4 条 補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第 1 号)
- (2) 収支予算書(別記様式第 2 号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 補助事業実績報告書は、補助事業完了後1ヶ月以内に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支精算書(別記様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

1 この規程は、平成3年9月1日から施行し、平成3年度分以後の補助金について適用する。

2 山車資材保管施設建設補助金交付基準(昭和52年4月1日)は、廃止する。

附 則(平成13年3月告示第21号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月告示第18号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

# 新庄まつり囃子保存基盤整備補助金交付規程

平成6年6月

告示第46号

(目的及び交付)

第1条 市長は、新庄まつりの伝統を護り、まつり囃子を継承保存するため新庄市補助金等交付規則(昭和55年規則第9号)及びこの規程を定めるところにより、予算の範囲内で当該団体に対して、補助金を交付する。

(補助対象経費)

第2条 補助金交付の対象となる経費は、囃子に必要な楽器及び付属品の購入に要する費用並びに囃子に必要な楽器の修繕に要する費用とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 囃子に必要な楽器及び付属品を購入する場合の補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、40万円を限度とする。ただし、補助対象経費が40万円を超えない場合は、補助の対象としない。
- (2) 囃子に必要な楽器を修繕する場合の補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、20万円を限度とする。ただし、補助対象経費が20万円を超えない場合は、補助の対象としない。

(補助金交付申請)

第4条 補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 補助事業実績報告書は、補助事業完了後1カ月以内に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支精算書(別記様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 新庄まつり歴代最優秀山車

NO	年度	新庄ふるさと歴史センター展示山車				ゆめりあ展示山車	
		歌 舞 伎 部 門		物 語 部 門			
01	S58	常仲町	本能寺	沖の町	沼田城	—	—
02	S59	上茶屋町	義経千本桜	沖の町	児雷也	—	—
03	S60	上茶屋町	鳴 神	沖の町	竜宮城	—	—
04	S61	上茶屋町	鞍馬の牛若丸	沖の町	庭月観音	—	—
05	S62	沖の町	七福神	上茶屋町	出世稲荷神社由来	—	—
06	S63	上万場町	文福茶釜	沖の町	孫悟空(三蔵法師)	—	—
07	H01	北本町	紅葉狩	南本町	春日局	—	—
08	H02	上茶屋町	土蜘蛛	沖の町	神室の天狗	—	—
09	H03	北本町	歌舞伎「三人石橋」	沖の町	素戔鳴尊と山岐巨龍	—	—
10	H04	沖の町	石川五右衛門「桜門五三の桐」	上茶屋町	川中島	—	—
11	H05	沖の町	連獅子	下金沢町	浦島太郎	—	—
12	H06	沖の町	鳴 神	常仲町	八岐の大蛇	—	—
13	H07	千門町	鏡獅子	南本町	八代将軍 徳川吉宗	—	—
14	H08	若葉町	北野天神縁起「風神雷神」	南本町	秀吉本能寺の変	—	—
15	H09	南本町	国姓爺合戦	若葉町	左甚五郎 昇り龍	—	—
16	H10	沖の町	紅葉狩	若葉町	一寸法師	—	—
17	H11	川西町	女道成寺	沖の町	最上川宝船伝説	—	—
18	H12	川西町	鏡獅子	落合町	元寇(蒙古襲来)	上茶屋町	「新庄物語」 かむてん(幻の三滝)ノ物
19	H13	沖の町	菅原伝授手習鑑「車引」	上茶屋町	奥の細道(新庄紀行)	上金沢町	真田十勇士ノ物
20	H14	川西町	三人石橋	上茶屋町	帝釈天と阿修羅の戦い	沖の町	義経千本桜 「河童法眼館の場」ノ歌
21	H15	沖の町	助六由縁江戸桜	上茶屋町	最上の伝説「白鬚沼と竜神」	川西町	暫ノ歌
22	H16	下金沢町	鏡獅子	上金沢町	善寶寺龍神伝説	川西町	紅葉狩ノ歌
23	H17	川西町	菅原伝授手習鑑「車引」	大正町	つるのおんがえし	沖の町	ヤマトタケル 「蘇生天翔」ノ歌
24	H18	下金沢町	義経千本桜 「伏見稲荷鳥居前の場」	上茶屋町	壇ノ浦の合戦	川西町	解脱景清ノ歌
25	H19	千門町	双面道成寺	上茶屋町	浦島太郎	川西町	寿連獅子ノ歌
26	H20	沖の町	石橋「清涼山幻想の場」	上茶屋町	八岐の大蛇	下金沢町	竹取物語ノ物
27	H21	下金沢町	鏡獅子	落合町	平知盛の亡霊 「摂州大物浦」	上金沢町	川中島 守護神降臨ノ物
28	H22	千門町	義経千本桜 「伏見稲荷鳥居前の場」	北町	真田十勇士	若葉町	左甚五郎昇り龍ノ物
29	H23	北町	ヤマトタケル	落合町	安珍 清姫絵巻	川西町	寿連獅子ノ歌
30	H24	沖の町	連獅子	北町	竹取物語	落合町	萩野・仁田山 鹿子踊り伝説ノ物



## 新庄まつり人出数

実施年	24日(曜)	25日(曜)	26日(曜)	合 計	特 記 事 項
平成2年	12 (金)	19.5 (土)	5.5 (日)	37 万人	
平成3年	15 (土)	17 (日)	5.5 (月)	37.5 万人	
平成4年	15 (月)	17 (火)	5 (水)	37 万人	
平成5年	15 (火)	17 (水)	5 (木)	37 万人	
平成6年	16 (水)	16 (木)	5 (金)	37 万人	※アビエス利用開始
平成7年	16 (木)	16 (金)	5 (土)	37 万人	
平成8年	18 (土)	16 (日)	5 (月)	39 万人	
平成9年	18 (日)	17 (月)	5 (火)	40 万人	※25日に昼と宵の2回山車運行(DC)
平成10年	17 (月)	16 (火)	4 (水)	37 万人	
平成11年	5 (火)	20 (水)	6 (木)	31 万人	※24日の宵まつり中止
平成12年	14 (木)	24.4 (金)	6.6 (土)	45 万人	※25日に昼と宵の2回山車運行
平成13年	15 (金)	19 (土)	6 (日)	40 万人	
平成14年	16 (土)	20.5 (日)	7.5 (月)	44 万人	※花咲かフェア
平成15年	16 (日)	18 (月)	7 (火)	41 万人	※26日山車展示(14台)
平成16年	15 (月)	17 (火)	7 (水)	39 万人	※26日山車展示(9台)
平成17年	19 (水)	20 (木)	5.5 (金)	54 万人	※新庄まつり250年祭／1日延長 27日 9.5万人
平成18年	16 (木)	18 (金)	11 (土)	45 万人	※26日 飾り山車(21台) 街中鹿子踊・けんか囃子山車パレード
平成19年	17 (金)	18 (土)	10 (日)	45 万人	※26日 飾り山車(21台) ・囃子演奏(6)、街中鹿子踊
平成20年	13 (日)	17 (月)	12 (火)	42 万人	※26日 飾り山車・戻り山車(ともに囃子あり)
平成21年	16 (月)	18 (火)	11 (水)	46 万人	※23日 市制 60 周年「ちびっ子神輿・山車行列」
平成22年	17 (火)	17.5 (水)	11.5 (木)	46 万人	
平成23年	15 (水)	17 (木)	11 (金)	43 万人	※東日本大震災(3.11)
平成24年	18 (金)	20 (土)	14 (日)	52 万人	※26日 東北三県福興祭(2万人)



新庄まつり百年の大計

---

新庄まつり百年の大計・第3期計画 平成 25 年(2013 年)3 月

◆編集・発行 新庄市商工観光課観光交流室

◆〒996-8501 山形県新庄市沖の町 10 番 37 号 / 電話 0233-22-2111  
syokou@city.shinjo.yamagata.jp